

東海第二原子力発電所の 20 年運転延長・再稼働に関する陳情

1、陳情の趣旨

東海第二原子力発電所（以下東海第二原発）は、本年 11 月 28 日で 40 年寿命（法定）となる老朽原発であり、東日本大震災により 7 年以上運転停止中の被災原発です。原発事故から日立市民 18 万人の命くらしを守り故郷日立市の永続のため、日立市議会が、東海第二原発の 20 年運転延長・再稼働に反対の議決をされ、かつ意見書を国、県へ提出されることを求めます。

2、陳情の理由

平成 24 年 3 月 19 日付けの貴議会の意見書、「東海第二原発に隣接する日立市民として、脅威となる施設が身近に存在することを改めて実感し、現在及び将来の市民の安全で安心な生活環境の保持に重大な責任を有することを再認識した。」「再稼働の判断は、安全性の検証、万全な防災対策並びに周辺自治体及び住民の納得を前提に行うこと。」（要約）は、当時も、現在でも、正に大多数の市民の要望を代弁しているものと考えております。

現在、福島県においては、検証以前に第一・第二原発の全 10 基の廃炉が決定しており、それらは、東海第二原発と同型の沸騰水型軽水炉です。東海第二原発は、本年 11 月 28 日で 40 年寿命（法定）を迎え、廃炉の選択が迫られています。

地震国日本で、水戸市は、地震発生確率が 30 年以内で 81%（震度 6 弱以上）と日本で 3 番目に高い地域であり、再稼働中に大地震で過酷事故が発生した場合、日立市は壊滅的な被害を受けるのは明らかです。東海第二原発近くには、再処理工場の超危険な「高レベル廃液」が保管されており、日立港には油槽所、巨大ガスタンク群や、油タンカー、大型船舶の出入等、複合災害、被害拡大の脅威が現実にあります。

ところが、日本原子力発電（株）は国の原子力規制委員会（以下規制委員会）に東海第二原発の新基準審査を申請し、「適合」のお墨付き 20 年運転延長、再稼働に向けて進んでいます。

本年 7 月規制委員会は、東海第二原発を新規規制基準「適合」の審査書案を了承しましたが、適合性審査について、田中俊一前規制委員長は「安全審査ではなく、基準の適合性を審査した」ということであって、安全を保障するものではないと、再三表明されていました。

東海第二原発は、40 年になる老朽原発であり、東日本大震災により 7 年以上運転停止中の被災原発で、万が一の過酷事故を考えると 20 年運転延長・再稼働は絶対に認められません。

日立市民 18 万人の命くらしを守り、故郷日立市の永続のため、日立市議会が、11 月 28 日に迫った 40 年寿命（法定）の東海第二原発の 20 年運転延長・再稼働に反対の議決をされ、かつ意見書を国、県へ提出されることを求めます。

東海第二原子力発電所の 20 年運転延長・再稼働に反対する意見書（案）

平成 24 年 3 月 19 日付けの日立市議会の「東海第二原子力発電所の再稼働の判断等に関する意見書」において、「東海第二原発に隣接する日立市民として、脅威となる施設が身近に存在することを改めて実感し、現在及び将来の市民の安全で安心な生活環境の保持に重大な責任を有することを再認識した。」「再稼働の判断は、安全性の検証、万全な防災対策並びに周辺自治体及び住民の納得を前提に行うこと。」（要約）は、当時も、現在でも、正に大多数の日立市民の要望を代弁している。

東海第二原子力発電所（以下東海第二原発）は、本年 11 月 28 日で 40 年寿命（法定）となる老朽原発であり、東日本大震災により 7 年以上運転停止中の被災原発である。

地震国日本で、茨城県水戸市は、地震発生確率が 30 年以内で 81%（震度 6 弱以上）と日本で 3 番目に高い地域であり、再稼働中に大地震で過酷事故が発生した場合、日立市は壊滅的な被害を受けるのは明らかである。東海第二原発近くには、再処理工場の超危険な「高レベル廃液」が保管されており、日立港には油槽所、巨大ガスタンク群や、油タンカー、大型船舶の出入等、複合災害・被害拡大の脅威が現実にある。

日立市は、東海第二原発から 2 k m、30 k m 圏内に全て入り、広域避難では 18 万人全員が福島県避難と机上計画されている。

原発事故から日立市民の命くらしを守り、故郷日立市の永続のため、下記の通り要望する。

記

東海第二原子力発電所の 20 年運転延長・再稼働に反対すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する・

平成 30 年 9 月 日

日 立 市 議 会

提出先

内閣総理大臣、経済産業大臣、環境大臣、内閣府特命担当大臣（原子力行政）、
内閣官房長官、茨城県知事